

福祉分野における居住支援の必要性 (厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症への自立相談支援機関等の対応状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場の状況は一変。自立相談支援機関では、**感染防止策**を講じつつ、連日、**急増する相談に対応**。

【件数の増加】

○自立相談支援件数（令和2年度）

相談件数：約**74.5万件**※1（令和元年度24.8万件※2）

※1 速報値（未報告あり）、 ※2 速報値



○緊急小口資金等の特例貸付（償還免除付き）（令和2年度）

貸付件数：約**189.2万件**（令和元年度 約1万件）

○住居確保給付金（収入減少も対象）（令和2年度）

支給件数：約**13.5万件**（令和元年度 約4千件）



【件数の増加に伴う現場への影響】

- ・ 感染拡大の**長期化**
- ・ 相談件数の急増による深刻な**人手不足**
- ・ **労働環境の改善**の必要性
- ・ 通常の**相談支援が行えない**状況

新型コロナウイルス感染症への自立相談支援機関等の対応状況

○コロナを機に、**個人事業主、フリーランス、外国籍**といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えていることや、対面支援が困難となっているなどに、**試行錯誤しながら支援を実施**。

【個人事業主、フリーランスの相談者向け】

持続化給付金等事業者向けの**他制度も含めたパンフレットの配布**

【外国籍の相談者向け】

翻訳アプリや**外国語パンフレット**の活用

【対面支援が困難な状況下への対応】

SNSやオンラインを活用した事業実施（離れていてもつながろう）

【その他の支援】

生活困窮者のニーズに応じた**関係機関へのつなぎや情報提供、食料提供**



○「**人が人を支える**」重要性の再認識

・支援につなぐだけでなく、**つながり続けることの大切さ**

（支援者の方々の声）

「困窮制度の窓口が広く周知されるきっかけとなった」

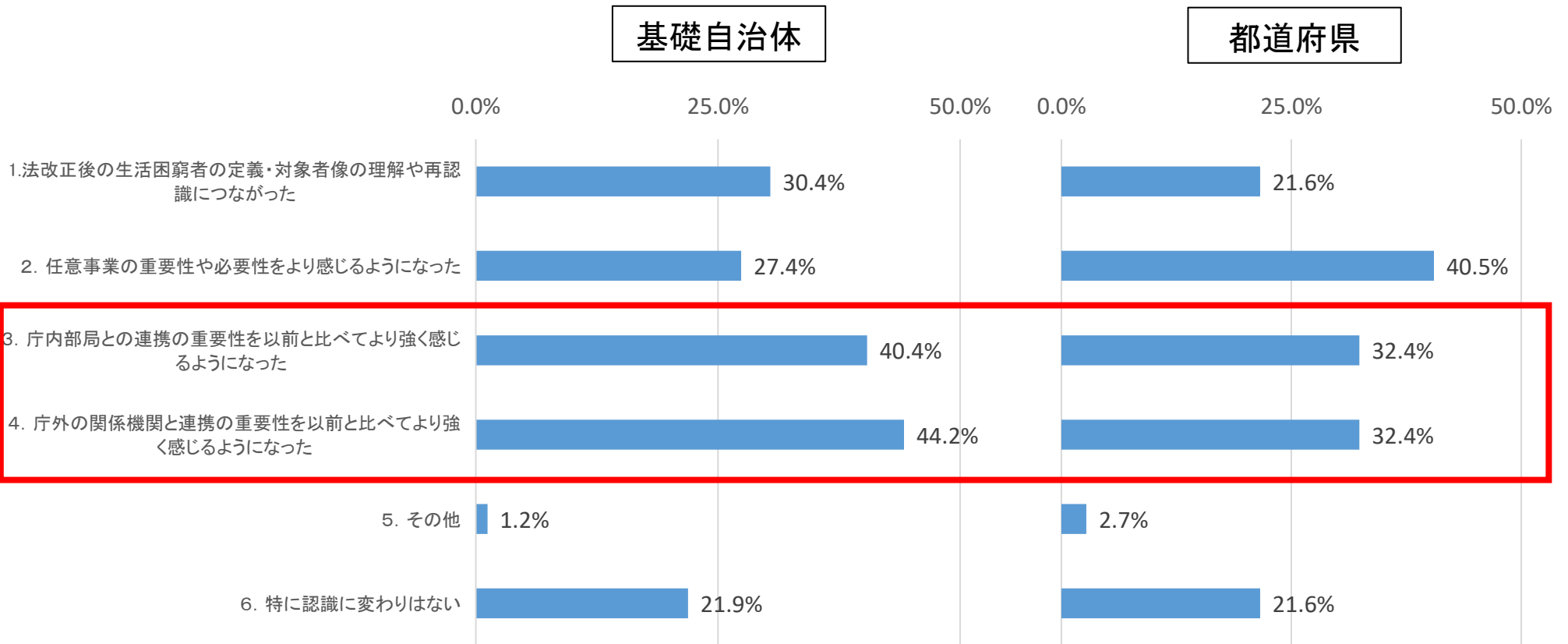
「今まで支援が届けられていなかった人と出会うことができた」

「支援員のスキルや経験知があがった」

新型コロナウイルス対応の状況

【生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識の変化】

○自治体のける生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化があったかを聞いたところ、**庁外の関係機関との連携、庁内部局との連携**について**約4割が重要性を感じる**と回答した。



住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額:298億円の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

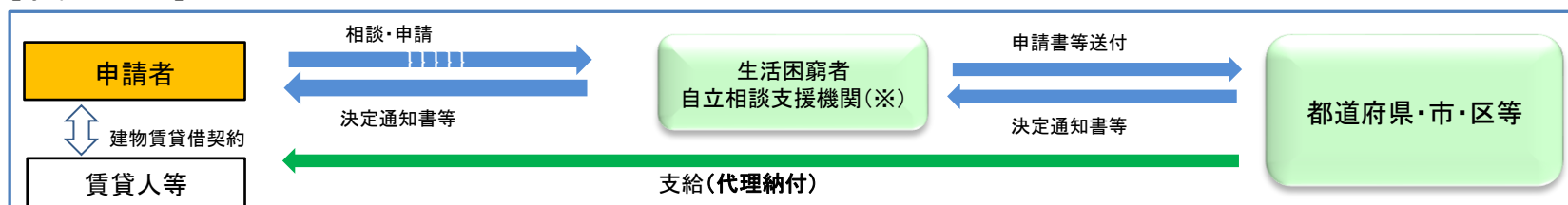
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

令和2年度に新規に申請し、支給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

令和3年9月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

令和3年9月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

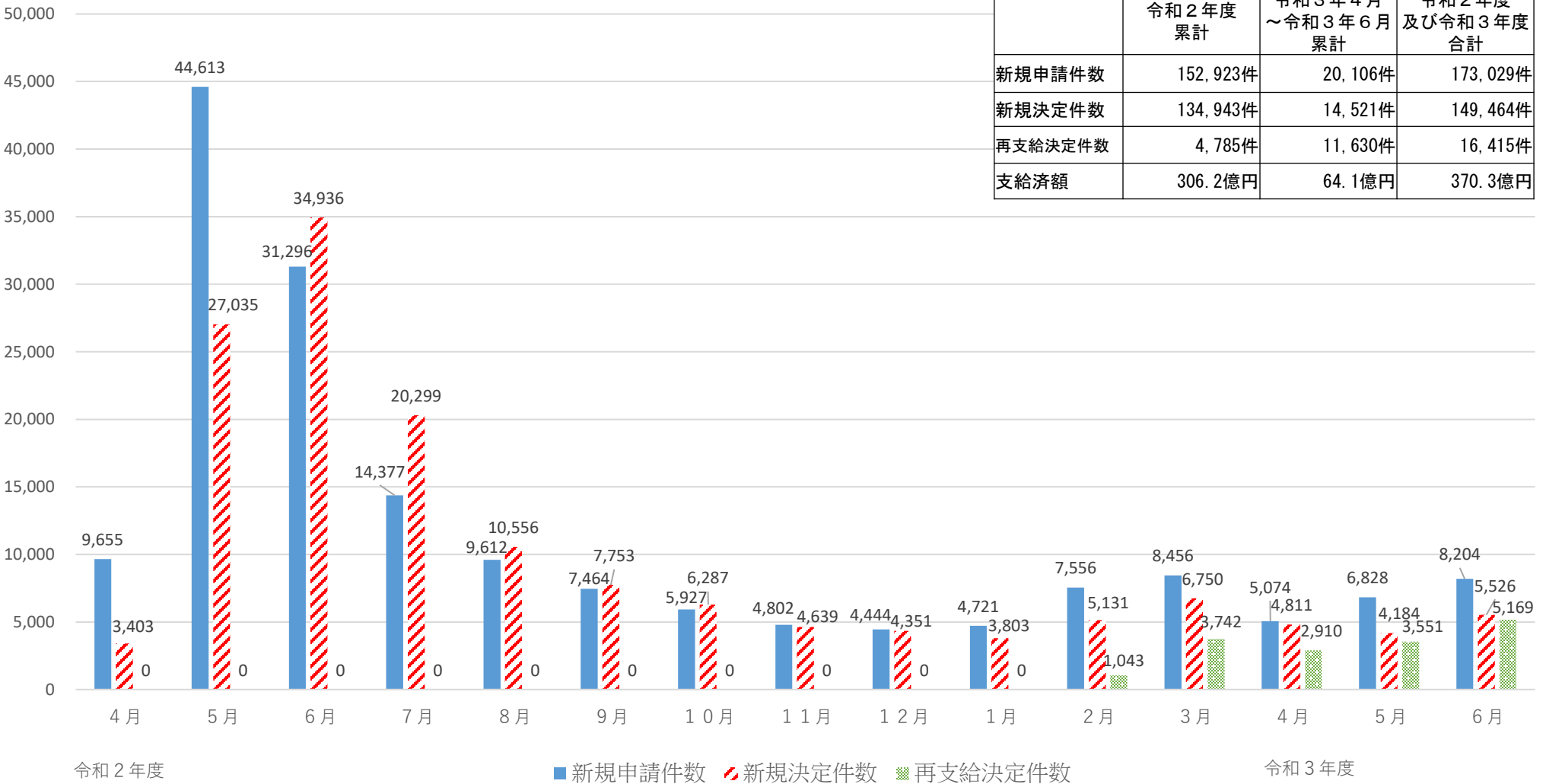
【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移

(件)



(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

緊急小口資金、総合支援資金（初回、再貸付）の申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長。

予算措置額合計：1兆5,203億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

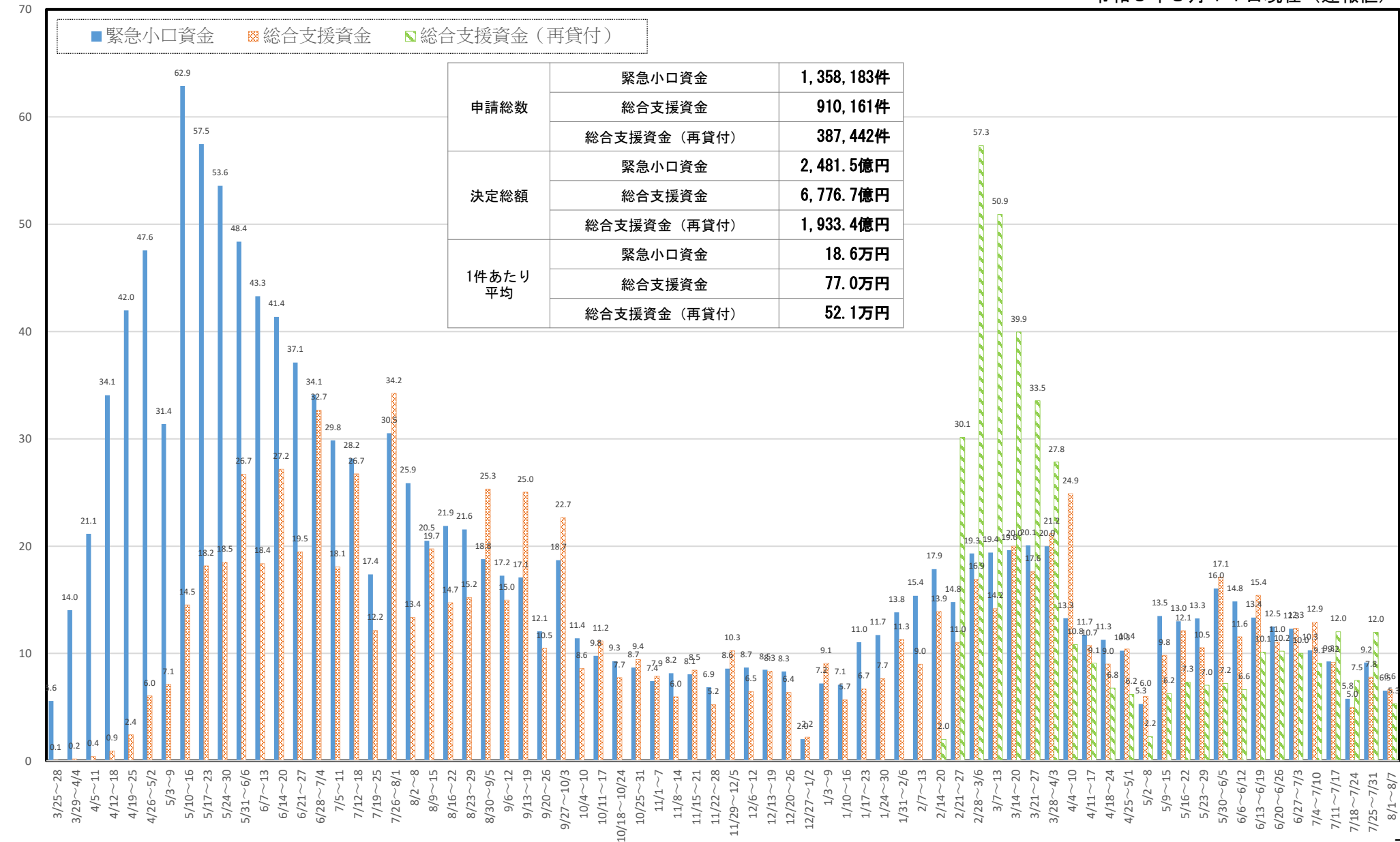
資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	・ 緊急小口資金	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(初回貸付分)	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(延長貸付分)	: 令和5年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(再貸付分)	: 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和3年8月11日現在（速報値）

申請件数(千件)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

生活支援についての情報発信（個別施策について）

緊急小口資金等・住居確保給付金

リーフレットの配布

- 自治体、社会福祉協議会、ハローワークなどの支援機関に配布
- 厚生省HPに掲載

SNSでの情報発信

- twitter、Facebookの厚生労働省アカウントで案内

生活支援特設ホームページ（厚生労働省HP）

- 検索ワード：生活支援、総合支援資金、緊急小口資金、住居確保給付金など

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、**原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給**します。

市役所

→

家主さんに直接家賃をお支払い！

申請できる方は

対象となる方

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。
※令和3年6月30日が申請期限です。

令和3年6月11日以降

再支給の申請をしたことがない方が対象です

- 再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年9月30日まで延長します。
- 住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を導入します。

申請期間は**令和3年9月30日まで**です。

その他個別の要件等があります

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→

【8月末まで延長：緊急小口資金等の特例貸付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少し #生活資金 にお悩みの方へ #特例貸付 を実施しています。この特例貸付の申請の受付期間を、令和3年8月末まで延長しました。

■ 制度の詳細はこちら

corona-support.mhlw.go.jp/index.html

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実態

緊急小口資金（総合支援資金（再貸付）の申請受付期間を令和3年8月末から令和3年9月30日まで延長。		再貸付期間合計：1頁6、208億円	
令和3年度申請件数	2020年度	令和3年度申請件数	2020年度
緊急小口資金	1,000件	緊急小口資金	1,000件
総合支援資金	100件	総合支援資金	100件
再貸付	500件	再貸付	500件
合計	1,500件	合計	1,500件

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要なもの主に特例貸付）		【総合支援資金（生活支援費）】（生活の立て直しに必要な方法に実施された特例）	
本則	特例貸付	本則	特例貸付
貸付対象者	緊急小口資金の貸付対象者（失業、離職等による収入の減少が原因で、住居を失うおそれがある方）	生活困窮者自立支援法に基づき、収入の減少や失業等により生活が困難な世帯、日常生活の維持が困難な世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困難な世帯、日常生活の維持が困難な世帯
貸付上限	10万円以内	（個人）月2万円×3か月以内 （世帯）月1万円×2か月以内 ＝4万円以内	同定 （再貸付あり時）
償還期間	2か月以内	1年以上3年以内	1年以上3年以内
償還利率	12月以内	2年以上3年以内	同定
貸付利率	無利率	無利率	無利率

※1、世帯単位での収入減少等が原因で、収入の減少により生活に支障をきたしている世帯に限り、緊急小口資金の貸付が可能となります。令和3年9月30日以前に貸付開始が完了するまでの貸付に限り、令和3年9月30日まで延長。

※2、総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に「緊急小口資金等の特例貸付」の申請書に添付することによって延長されます。また、令和3年9月30日以前に申請された申請書については、令和3年9月30日まで延長されます。令和3年9月30日以後に申請された申請書については、令和3年9月30日まで延長されません。

※3、令和3年9月30日以前に申請された申請書については、令和3年9月30日まで延長されます。令和3年9月30日以後に申請された申請書については、令和3年9月30日まで延長されません。

生活支援特設ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響で

収入が減少し 生活に困窮する方へ

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給

個人向け緊急小口資金
・総合支援資金相談

☎0120-46-1999

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

住居確保給付金相談

☎0120-23-5572

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

youtubeで申請方法等の動画を配信

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの

（注）再貸付まで借り終わった世帯（本年3月以前に総合支援資金（初回）を申請した世帯は最大200万円）や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。

- ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
- ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・ 求職等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

- 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- 支給期間：3か月（申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長）
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
- 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和3年度予算：7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

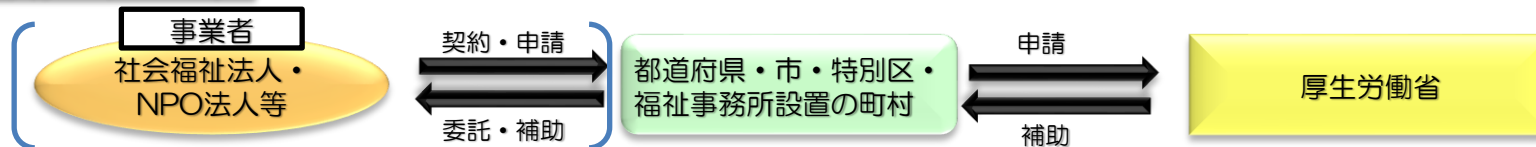
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が発行している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

対象経費

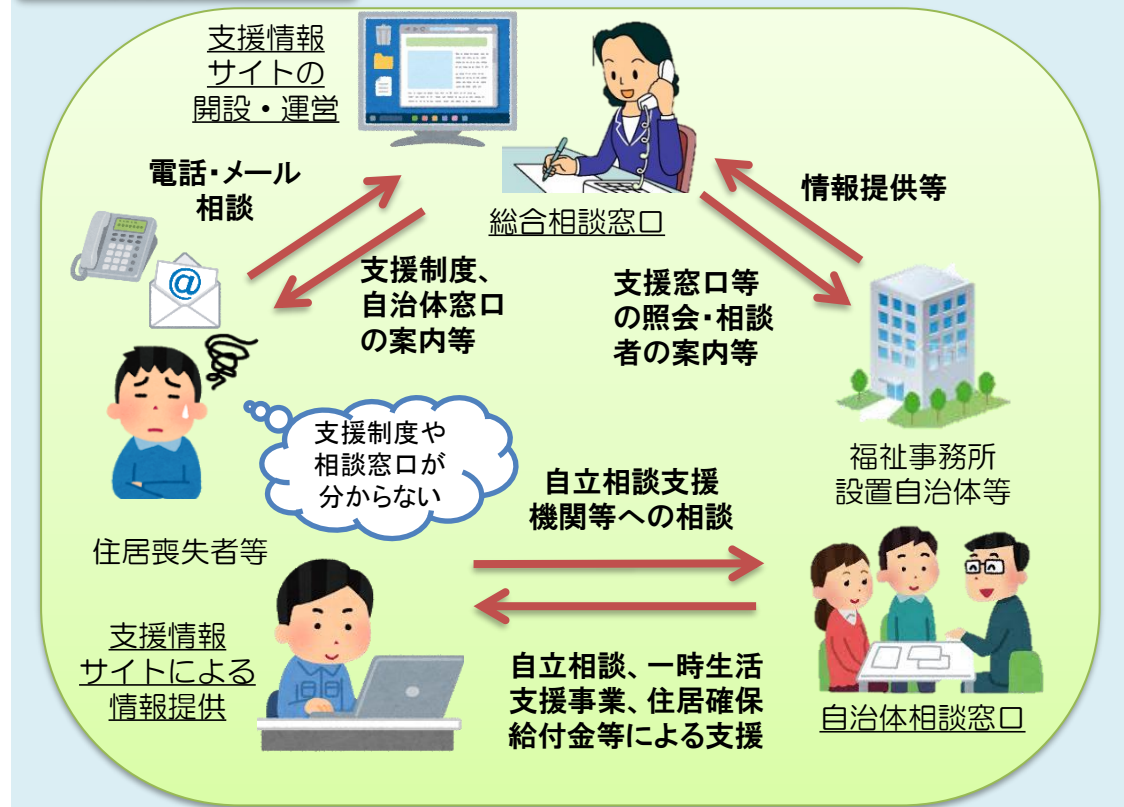
◇ 人件費、通信費、賃借料、消耗品費、情報サイトの開設費用、運用・保守等

委託費

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

事業イメージ



住まいのことで困ったら スマホやパソコンから まずはSOS...



住まいの困りごと相談窓口

すまごま。 7月28日スタート

今日
行くところが
ありません

家賃が
払えません

保証人が
いません

入居に
関わる費用が
ありません

家を
追い出されそうに
なっています

引っ越しが
できません

近隣と
トラブルに
なっています



おうちのことで困ったら
0120-050-593

<https://sumakoma.jp>



ひと、くらし、あいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

すまごま。



あなたのすまいの困りごとを
相談できる Web サイトです

まずはSOS...

あなたのいる場所に一番ちかい
自立相談の窓口へつなげます。

コロナ禍が進んでいく中で経済の低迷が心配されています。「新しい家を借りたいのだけど保証人がいない。」「収入が減って家賃を払えない。」まずは、ご相談ください。まずは相談していただくことが大切なことです。すぐに問題は解決しないかもしれませんが、つながって、一緒に悩み、一緒に考えていきましょう。

**住まいをなくすということとは
3つの問題を抱えることとなります**

- 1つ目は命にかかわること。
家をなくすことは、食べる場所、寝る場所をなくし、自分の体を危険にさらすことになり、命にかかわる深刻な状況を意味します。
- 2つ目はさまざまなサービスを受け、手続きを行うことができなくなります。
必要なサービスを利用するときには決まった住所が必要です。家がない上に、さらに困った状況になっていくのです。
- 3つ目は社会とのつながりや関わりをなくし、孤立してしまうこと。
孤立することは、あなたから生きる力を奪ってしまう、深刻で、大きな問題なのです。

すまごま。 申込みの流れ

スマホや
パソコンを
使って悩み事を

すまごま
サイトで
検索



電話や
メールで
問い合わせ



自立相談窓口を
ご紹介します



自立相談窓口で
お悩みについて
ご相談ください



あなたの居場所に一番近い自立相談の窓口へお繋ぎして

より良い結果を
得られるようにするのが

私たち すまごま。の役目です。

NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化

孤立・孤独及び自殺防止に対処するための活動を行うNPO法人等の支援として、

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、自殺リスクの高まりを踏まえ、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。
- **新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援する。**

【事業内容】

1. 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

- 相談体制の強化
 - ・ NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
 - ・ 電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化
 - ・ 自殺相談窓口等に関する積極的な周知



2. 生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成

- コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行うNPO法人等に対して、当該活動費に対する助成を行う

→ **本助成金において、生活困窮者等の住まい対策に取り組む民間団体に対して事業費を助成（1団体：上限額2,000万円） ※本助成金全体で23事業を採択（6/1現在）**

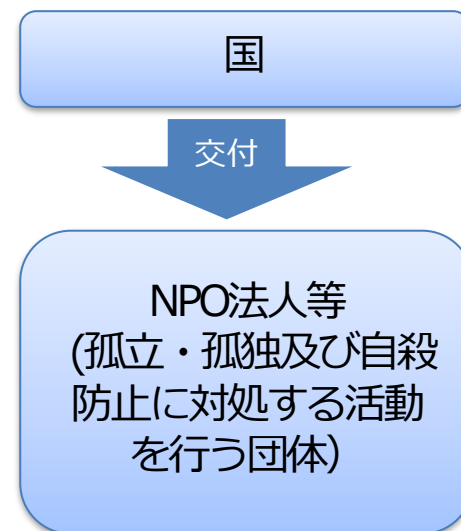
<事業例>

- ・ サブリース型住宅を確保し、生活困窮者等の支援に活用
- ・ 住まいを失った方に、応急一時的な住まいを提供するとともに、生活リズム等の回復を支援
- ・ ひきこもり状態にある方等に対して共同生活型の自立支援を実施
- ・ 不安定居住者等への電話やSNS等による相談支援
- ・ アドバイザー派遣など、住まい対策等に取り組むNPO団体の支援

【事業スキーム】

- 実施主体：NPO法人等
- 補助率：国 10/10

令和2年度
第三次補正予算140億円の内数
(+予備費10億円)



生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算

【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（140億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

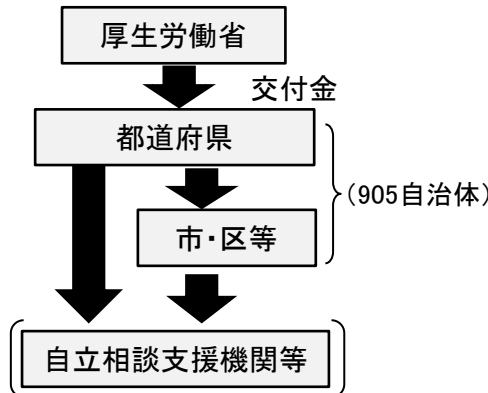
都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ



補助率

国 3/4